

能登町建設工事総合評価方式試行要領（平成19年能登町告示第55号）新旧対照表

新	旧
<p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第4条 町長は総合評価方式の実施において、地方自治法施行令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき（ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聞く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。）</p> <p>入札価格が予定価格<u>の制限の範囲内</u>の価格を<u>もって</u>行われた申込みのうち、価格と技術力が町にとって最も有利な者の決定</p> <p>(落札者決定の方法)</p> <p>第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。</p> <p>(1) 入札価格が予定価格<u>の制限の範囲内</u>であり、かつ、<u>能登町低入札価格調査制度実施要領の規定により失格とならない者</u>であること。</p>	<p>(学識経験者の意見聴取)</p> <p>第4条 町長は総合評価方式の実施において、地方自治法施行令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき（ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聞く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。）</p> <p>入札価格が予定価格<u>以下であり、かつ最低制限価格以上</u>の価格を<u>以て</u>行われた申込みのうち、価格と技術力が町にとって最も有利な者の決定</p> <p>(落札者決定の方法)</p> <p>第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。</p> <p>(1) 入札価格が予定価格<u>以下</u>であり、かつ、<u>最低制限価格以上</u>であること。</p>

新	旧
(2) (略) 2・3 (略)	(2) (略) 2・3 (略)

附 則

この告示は、平成31年 3月1日から施行する。